

新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化する中、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすい環境整備を図り、今後のステップアップに結びつけられるよう支援。具体的には、職業訓練コース設定について、訓練期間や訓練時間等の柔軟化を行う。

## ① 訓練期間要件の緩和

求職者支援訓練 2～6か月 ➔ 2週間～6か月に要件緩和

委託訓練 標準3か月 ➔ 1～2か月のコースを創設

## ② 訓練時間要件の緩和

求職者支援訓練 月100時間以上 1日5～6時間 ➔ 月60時間以上 1日2～6時間に要件緩和

委託訓練 標準 月100時間 ➔ 標準 月60時間のコースを創設

## ③ 特例コースについての付加奨励金の就職率要件

求職者支援訓練 1万円/人月：30%以上55%未満  
2万円/人月：55%以上

委託訓練 1万円/人月：50%以上70%未満  
2万円/人月：70%以上

※就職率による欠格要件についても同様に設定

### <参考 現行のコース>

求職者 1万円/人月：35%以上60%未満  
2万円/人月：60%以上

委託 1万円/人月：60%以上80%未満  
2万円/人月：80%以上

※オンライン訓練について、「実技」も可能とする。

また、求職者支援訓練の通所要件を総訓練時間の40%以上から、20%以上に緩和する（20%は委託訓練と同様の水準）。

※特例措置は、令和3年度末まで。

## 新たな雇用・訓練パッケージ②（仕事と訓練受講の両立）

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援

### 求職者支援制度への特例措置の導入（9月末までの時限措置）

#### ● 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置

月收入8万円以下 → シフト制で働く方等は月收入12万円以下に引き上げ

- \*1 シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時的雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入（8万円以下である場合に限る）の合計が12万円以下である場合に支給
- \*2 収入には、特定の用途・目的のために支給される手当・給付（児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等）は含まれないこととされている

#### ● 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする

※ 「やむを得ない欠席」とは、病気、子供の看護等による欠席（訓練実施日の2割まで認められる）

### 職業訓練の強化

#### ● 就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

	求職者支援訓練	公共職業訓練
訓練期間	2月から6月⇒2週間から6月に緩和	標準3月 ⇒ 1月から2月のコースを創設
訓練時間	原則100時間以上 ⇒ 月60時間以上に緩和	標準月100時間 ⇒ 月60時間以上に緩和
オンライン訓練	オンライン訓練の設定を促進する	

### ハローワークでの積極的な職業訓練の周知・受講斡旋・就職支援

#### ● コロナ対応ステップアップ相談窓口（仮称）の設置

ハローワークに『コロナ対応ステップアップ相談窓口』（仮称）を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供する

#### ● 訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋

受講者数について、求職者支援訓練は倍増（約5万人）、公共職業訓練は50%増（約15万人）を目指す

累次の雇用支援策について効果的手法を用いて周知・広報を徹底